

## Ⅸ その他

### 1 屋外広告業の登録

下呂市内において、屋外広告業を営もうとする方は、岐阜県屋外広告物条例に基づき、知事の登録を受けなければなりません。

※ 詳細は岐阜県都市政策課にお問い合わせください。

### 2 屋外広告物を掲出する者の義務

#### (1) 管理義務

広告物の掲出者又は管理者は、広告物の補修等の必要な管理を怠らないようにして、常に良好な状態に保持するように努めなければなりません。

#### (2) 除却義務

許可期間が満了したとき、若しくは許可を取り消されたとき、又は掲出の必要がなくなったときは、遅滞なく広告物を除却しなければなりません。

### 3 違反広告物に対する措置

#### (1) 措置命令

違反広告物については、除却等の措置が命令されます。

#### (2) 簡易除却

はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等については、簡易の除却措置が認められています。

### 4 罰則

屋外広告物条例に違反した場合には、罰金に処せられることがあるほか、過料を徴収されることがあります。

※ 罰則が適用される場合

- (ア) 禁止地域や禁止物件に広告物を掲出したとき
- (イ) 広告物を掲出・変更するときに、許可を受けなかった場合
- (ウ) 広告物を除却しなければならないときに、除却しなかった場合
- (エ) 措置命令に従わなかったとき
- (オ) 届出をしないで屋外広告業を営んだとき など